

相続・事業承継 UPDATE Vol.5

アート作品 – 評価と分け方の難しさ

2026 年 8 月 28 日

弁護士 間瀬 まゆ子

弁護士 舘崎 友輔

近年、資産としてのアート作品への関心が高まっています。もっとも、アート作品の相続には、評価や分け方、承継のあり方など、一般の財産とは異なる難しさがあります。本稿では、そのポイントを整理します。

目次

1. はじめに
2. まず、「いくらなのか」を決めるのが難しい
3. 価格が決まっても、公平に分けられるとは限らない
 - (1) 作品ごとに相続人が取得する（現物分割）
 - (2) 一人の相続人がまとめて取得する（代償分割）
 - (3) 売却して代金を分ける（換価分割）
 - (4) 共有にする（共有分割）
 - (5) 相続人間で「入札」する方法も
4. アート作品の相続における「公平」とは何か
5. 生前にできること – 作品だけでなく「情報」を残す

1. はじめに

相続財産の中にアート作品が含まれている場合、その遺産分割は意外に難しいものになります。

預金であれば、評価が問題になることはなく、解約して金銭で分けることもできます。不動産も評価をめぐって争いになることは少なくありませんが、不動産鑑定士という専門家による鑑定評価が可能であり、取引事例などを踏まえた評価手法も一定程度確立しています。

これに対し、アート作品の場合は、そもそも「いくらなのか」を決めるところから簡単ではありません。さらに、評価額が決まったとしても、作品そのものを全ての相続人に均等に分けることは困難ですし、例えば、複数の作品が一連のコレクションを構成する場合には、作品をばらばらにすること自体が望ましくないこともあります。

今回は、アート作品を含む遺産分割について、実務上どのような問題が生じ得るのかを考えていきます。

2. まず、「いくらなのか」を決めるのが難しい

アート作品の遺産分割をするためには、まず、作品の価値を把握する必要があります。

ところが、アート作品には、上場株式のような明確な市場価格があるわけではありません。同じ作家の作品であっても、制作時期、サイズ、素材、保存状態、来歴などによって価格は異なります。また、作品によっては取引事例が限られ、参考となる取引事例を探すことも容易ではありません。

この点、国税庁も、相続財産の評価について定めた財産評価基本通達において、販売業者が保有する棚卸資産に当たる場合を除き¹、「売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。」（同通達 135(2)）と定めるのみで、具体的な評価方法について、詳細な定めを置いていません²。そのため、実際、遺産中にアート作品が含まれる場合、相続税の申告に当たっては、その評価額が問題となります。なお、不動産は、相続税評価額が市場価格を下回ることが多く、相続税対策として取得されることがありますが、アート作品については、そのような評価上のメリットを一般的に期待できるものではありません。

さらに、作品の評価や誰が取得するかをめぐって、相続人間で争いが生じてしまったような場合は、遺産分割の解決までにより多くの時間と手間を要する可能性があります。

遺産分割の実務上、購入したときの価格が判明していて、その価格で評価することにつき相続人全員が合意できるような場合には、当該価格で評価すれば足ります。しかし、評価について争いがある場合には、各相続人がそれぞれ専門家に依頼して査定または鑑定による評価額を出してもらい、それらを基に、評価について話し合いで折り合いを付けていくことになります。しかし、そもそも、アート作品について、鑑定評価ができる専門家を探すことは容易ではありません。相続人がそれぞれギャラリー、オークション会社その他の専門家を探していくことになるでしょう。また、仮に適当な専門家を見つけることができたとしても、当然費用は嵩むことが想定されます。

さらに、評価について折り合いがつかない場合に、不動産であれば、調停の中で不動産鑑定士による鑑定を行うことがあります。しかし、アート作品については、その作品を適切に評価できる鑑定人を確保すること自体が容易でない場合もあり、不動産の場合と同様に鑑定によって評価問題を解決できるとは限りません。

つまり、アート作品の場合には、「どう分けるか」を考える前に、「何を基準に、誰に評価してもらうのか」という問題があるのです。

¹ あまりないことかとは思いますが、被相続人がアート作品の販売業者で、販売のために作品を保有していた場合には、当該作品は、財産評価基本通達 133 の棚卸商品の評価の定めによって評価されることになります（同通達 135(1)）。

² 相続税評価を直接定めたものではありませんが、[国税庁の事務運営指針「公売財産評価事務提要」（第5章第3節「美術品等の評価」）](#)では、美術品について、必要に応じて鑑定人等に鑑定を依頼することや、鑑定書等の有無・鑑定者によって価格に相当の開差が生じ得ることが示されています。

3. 価格が決まっても、公平に分けられるとは限らない

さらに難しいのは、仮にそれぞれの作品について評価額を決めることができて、それだけでは遺産分割が終わらないことです。以下、考えられる分け方ごとに、問題点を整理していきましょう。

(1) 作品ごとに相続人が取得する（現物分割）

複数の作品がある場合には、A という作品は長男、B という作品は長女、というように、作品ごとに分ける方法が考えられます。

もっとも、各作品の価値がちょうど相続分に応じた金額になることはまずありません。そのため、預金その他の財産で差額を調整する必要があります。

また、複数の作品に作家や時代、テーマなどの共通性がある場合には、相続人ごとに分けることで、故人が意図して集めた作品群がばらばらになってしまうこともあります。それらの作品を一体として残したいというのが故人の遺志であったとすると、相続を契機として散逸させることは、その遺志に反する結果にもなりかねません。

(2) 一人の相続人がまとめて取得する（代償分割）

コレクションを維持するという意味では、一人の相続人が作品をまとめて取得する方法が考えられます。

ただし、この場合には、その相続人が他の相続人に代償金を支払う必要が生じることがあります。例えば、遺産として一連のアート作品のコレクションしかなく、その全体の評価額が5,000万円であって、2人の相続人の相続分が各2分の1であった場合に、そのうちの1人が遺産の全てを取得したとすると、もう1人の相続人に対し、2,500万円の代償金を支払わなければならないことになります。代償金を支払う相続人自身に資力があれば良いですが、難しい場合もあるでしょう。

しかも、その代償金を計算する前提として、結局は先ほど述べたアート作品の評価の問題に戻ってきます。

(3) 売却して代金を分ける（換価分割）

作品を売却し、その代金を相続人間で分けるという方法もあります。金銭になれば相続分に応じた分配はしやすくなりますから、一見すると単純な解決方法に思えます。

しかし、アート作品が希望する時期に、希望する金額で売却できるとは限りません。具体的な売却方法や価格については、美術市場に詳しい専門家の助言が必要になることもあるでしょう。また、「母が大切にしていた作品なので残したい」という相続人と、「自分はアート作品には関心がないので売却したい」という相続人がいれば、そもそも売却するかどうかという段階から意見が分かれることになり、売却するという選択自体が難しくなります。

(4) 共有にする（共有分割）

話がまとまらないため、ひとまず相続人全員の共有にする、という解決を図ることも考えられます。

しかし、アート作品に限りませんが、共有という選択は、一般的に問題があります。誰が作品を保管するのか、保管や修復に必要な費用を誰が負担するのか、将来売却するときなどにどのように意思決定するのか、といった問題です。

しかも、共有者である相続人の一人が亡くなれば、その持分がさらに次の相続人に承継され、権利関係が一層複雑になる可能性があります。

アート作品については、作品そのものを誰か一人が物理的に保管しなければならないという点でも、共有状態を長期間続けることには難しさがありますし、保管状態が悪ければ、作品が劣化し、価値が下がってってしまうという問題もあります。

(5) 相続人間で「入札」する方法も

相続人間で評価が折り合わない場合、実務上の工夫として、作品を取得したい相続人がそれぞれ「自分ならこの金額で取得する」という価格を提示し、最も高い価格を提示した相続人がその価格で取得するという、いわば相続人間で入札をするような方法を採用することも考えられます。

例えば、ある作品について、一方の相続人は 500 万円、もう一方は 700 万円を提示したという場合、700 万円を提示した相続人が取得し、その金額を前提として他の遺産との調整をするという方法です。ここでのポイントは、高い価格を提示した相続人が作品を引き取るという点です。争いのある遺産分割では、一部の相続人が高い評価を主張した上で、他の相続人に引き取れと迫るという場面に遭遇することが少なからずあるのですが、そのような一方的な主張を許さないのです。

もちろん、これは作品の客観的な市場価格を決める方法ではありません。それでも、「いくらなのか」、「誰が取得するのか」という議論を延々と続けるのではなく、評価等をめぐる膠着を解消する一つの方法として、一考に値すると思われます。

4. アート作品の相続における「公平」とは何か

このように考えていくと、アート作品の遺産分割では、「公平に分ける」とは何を意味するのかという疑問が生じます。

例えば、評価額 500 万円の絵画を取得する相続人と、現金 500 万円を取得する相続人がいたとします。数字だけを見れば同じ 500 万円です。しかし、絵画は利息や配当を生まず、保管状況が悪いとむしろ劣化し、価値が下がることもある財産です。亡くなった方は保有すること自体に価値を見出していたかもしれませんが、相続人が同じような価値を感じるとも限りません。維持・管理にはコストがかかり、将来価格が上昇する保証もありません。

また、故人が一つのコレクションとして残すことを大切にしていたのであれば、作品ごとの評価額を合計し、その金額だけで公平を考えることが適切なのかという問題もあります。

アート作品の相続では、金額としての公平だけでなく、誰が作品を保有・管理するのか、コレクションを維持するのか、故人の遺志をどの程度反映するのかといった要素も考えざるを得ません。

そういった意味で、金融資産の相続などとは異なる難しさがあるのです。

5. 生前にできること－作品だけでなく「情報」を残す

では、財産を遺すことになるご本人は、生前にどのような準備をしておけばよいのでしょうか。

第一に考えられるのは、作品台帳を作っておくことです。少なくとも、以下の点を整理しておくことが考えられます。

- 作者名、作品名、制作年
- 作品の写真
- 購入先、購入時期、購入価格
- 保管場所
- 購入時の請求書や契約書
- 鑑定書、作品証明書
- 作品の来歴が分かる資料があれば、その資料
- 修復歴
- 保険に入っている場合はその内容
- どこかに預けたり貸し出したりしている場合にはその内容
- 取引のあるギャラリーその他の専門家の連絡先

アート作品については、作品そのものが残っているだけでは十分ではありません。その作品がどこから取得されたものなのか、真贋や来歴を裏付ける資料があるのか、過去にどのような評価を受けてきたのかといった情報も、その後の評価や売却を考える上で重要になります³。

第二に、アート作品を将来どうしてほしいのかを考えておくことも重要です。

特定の相続人に取得させたいのか、できる限り一体として残してほしいのか、相続人が希望しなければ売却してよいのか、あるいは寄贈を検討してほしいのか⁴。こうした方針については、必要に応じて遺言に反映することも考えられます。

³ 先ほど注 2 でご紹介したとおり、公売財産の評価においても、鑑定書等の有無が価格に影響し得ることが示唆されています。相続開始を知った日の翌日から 10 カ月以内という短い期間内に相続税の申告をしなければならぬ相続人が困ることのないように、必要な情報は整理しておくことが望まれます。

⁴ 被相続人が遺言により公益法人等に遺贈した場合には、一定の要件の下で譲渡所得等の非課税特例（租税特別措置法 40 条）が、また、相続人が相続後に寄附した場合には、相続税の非課税特例（同法 70 条）がそれぞれ適用される可能性があります。いずれも要件や期限がありますので、早期に専門家へ相談することが重要です。

もっとも、遺言で「この作品は長男に相続させる」と定めれば全て解決するわけではありません。相続税の負担、他の相続人に何を取得させるか、取得者が実際に作品を管理できるのかといった問題が生じますし、相応の評価がつくアート作品の場合、他の相続人の遺留分にも配慮する必要があります。長男に取得させるアート作品以外にも十分な財産があり、それを他の相続人に取得させるなどの調整ができなければ、結果として遺言の内容が他の相続人の遺留分を侵害することになり、せっかく遺言を残したにもかかわらず相続人間の紛争が生じてしまうおそれもあります。

その意味では、アート作品の相続対策は、単に遺言を書くことではなく、作品の情報を整理し、その価値を把握できる状態を作った上で、どのような形で次の世代に引き継ぎたいのかを考え、さらにその実現可能性まで含めて検討しておくことが必要なのです。

まずは、アート作品を所有しているご本人が元気なうちに、「何を持っているのか」と「将来どうしてほしいのか」を整理して残しておくところから始めていただければと思います。それだけでも、相続時の負担はかなり違ってくるはずです。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。